

豊かな瀬戸内海の再生に関する意見書

近年、広島県はもとより、瀬戸内海を取り巻く大阪府、兵庫県、岡山県、山口県、福岡県、大分県、愛媛県、香川県、徳島県等においては、いずれも漁獲高が著しく減少しています。

このまま瀬戸内海の漁業資源が枯渇すれば多くの漁業関係者は失業し、海産物を扱う観光業や飲食業にも多大な影響が生じ、ひいては瀬戸内海沿岸の住民による海産物の地産地消も脅かされることとなります。

よって、政府（国）におかれては、これらの状況を改善し豊かな瀬戸内海を再生するため、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正を踏まえて、次の事項を実現するよう要望します。

1. 中山間地から豊かな栄養分を川に流下させるために、里山里地保全に対する補助や、公共建築物に対する国産材の使用割合向上、都会からの里山里地への移住策を促進すること。
2. 瀬戸内海の貧栄養化が進行しているため、各府県市町における下水処理場において栄養塩類放流の管理運転を奨励すること。
3. 漁業資源管理のために、漁獲割当制の導入や、それに伴う漁業補償制度、種苗の生産や稚魚育成・放流等の栽培漁業に対する補助制度を拡充すること。
4. 魚介類の産卵場となる藻場や干潟、多様な生物が生息し、水質浄化作用を担う汽水域再生のための研究や復元に対する支援を行うこと。
5. 将来を担う子どもたちの漁業等の体験学習の場として、臨海学校、海の家等の整備支援を行うこと。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2020年（令和2年）3月13日

福山市議会

(提出先)

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

環境大臣

内閣官房長官

衆議院議長

参議院議長